

令和8年6月12日

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準等について

高知県立高知江の口特別支援学校長
(国立高知病院分校)

1 休校措置の判断基準について

防災気象情報が発表された場合における教育活動の中止判断の基準

(学校のある市町村及び隣接する市町村に下の警報等が発表された場合)

(1) 以下の警報等が1つでも発表された場合

- ①警戒レベル4相当以上の警報
- ②暴風警報
- ③大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報

(2) 以下の警報が2つ以上発表された場合

- ①レベル3氾濫警報
- ②レベル3大雨警報
- ③レベル3土砂災害警報
- ④レベル3高潮警報
- ⑤大雪警報
- ⑥暴風雪警報

※警戒レベルが付されない警報等

	大雪	暴風	暴風雪	波浪
特別警報	●	●	●	●
警報	◇	●	◇	
注意報				

※警戒レベルが付される警報等

警戒レベル	大雨	高潮	河川氾濫	土砂災害
5	●	●	●	●
4	●	●	●	●
3	◇	◇	◇	◇
2				
1				

(●一つの発表で教育活動の中止 ◇二つ以上の発表で教育活動の中止)

2 臨時休校措置をとる場合

- 判断する時刻は、午前の教育活動においては午前5時、午後からの教育活動においては午前10時30分とします。なお、午前5時のみで判断する場合があります。
- 午前5時以降に「すぐーる」にて連絡いたします。
- 児童生徒の居住地や通学地域が上記1の状況にある場合は、登下校を控えてください。
- 上記1の状況になくとも、台風の接近や線状降水帯の発生など危険な状況が想定される場合は、登下校を控えるなど安全確保に努めてください。

3 休校措置の児童生徒の授業日数の取扱いについて

児童生徒の授業日数の取扱いについては、児童生徒の授業日数から除くため、欠席扱いにはなりません。

4 休校措置の給食費について

台風等で臨時休校になった場合には、「突然の欠食扱い」とします。